

公文 1902/CT-CDS: 並行する財務会計システムの利用を伴う 税務不正の防止

2026年3月31日、税務局は、同一会計期間内において2つ以上の財務会計システムを同時に使用することによる税務不正の防止および連携に関する公文 **No. 1902/CT-CDS** を発行しました。これは重大な法令違反に該当します。

タイムリーな防止および発見を確実にするため、税務局は関連組織（会計ソフトウェア会社を含む）に対し、以下の措置を実施するよう要請しています。



年次会計期間内に、同一の事業体に対して2つ以上の並行する財務会計システムを稼働させることができるソフトウェアシステムの開発、統合、または導入支援を行わないこと。



会計ソフトウェア内に警告メカニズムを積極的に組み込み、データ変更の履歴を記録し、異常な兆候を自動的に検出して、税務不正を防ぐためにクライアントへ迅速に通知すること。



販売管理および会計ソフトウェアを電子インボイス（電子請求書）ソリューションと連携させ、実際の各取引に基づいて納税者の電子インボイスデータを自動的かつ完全に税務当局へ送信すること。



並行する財務会計ソフトウェアシステムを稼働させているクライアントに関する情報（納税者名、納税者番号、および住所を含む）の提供において、税務当局と緊密に連携すること。



添付のテンプレートに従い、**2026年3月31日**までに自組織が提供する財務会計ソフトウェアを使用した全クライアントのリストを作成し、**2026年4月8日**までに税務局へ提出すること。同時に、組織は定期的に翌月5日までに、リストの変更に関する更新情報を提出しなければなりません。

01

企業は、自社の会計システムおよび内部手続きを見直し、各会計期間内において単一の会計帳簿システムのみが稼働していることを確認するとともに、アクセス権限とデータ変更を厳格に管理する必要があります。

02

さらに、会計、販売、および電子インボイスソフトウェアをシームレスに統合し、異常な兆候を早期に発見するための警告メカニズムと監査証跡（オーディットトレイル）を確立することが推奨されます。

03

最後に、企業は税務当局と積極的に連携して完全な情報を提供し、透明性のある記録を維持して、税務調査や監査時におけるリスクを最小限に抑える必要があります。

お問い合わせ先

貴社の個別の事業状況に即した最適なアドバイザリーソリューションをご希望の場合は、**Crowe Vietnam** の専門家チームへ直接お問い合わせください。

なお、上記の内容はあくまで参照を目的としたものです。個別の案件に適用される前に、専門家へ助言を求めることを推奨いたします。